

## 令和2年度八街市一般廃棄物処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出の状況

#### (1) 計画区域

八街市全域とする。

#### (2) 一般廃棄物の排出量

種 類	排 出 量	合 計
可 燃 ご み	18,533 t/年	22,584 t/年
不 燃 ご み	914 t/年	
資 源 ご み	2,790 t/年	
粗大ごみ	47 t/年	
集団回収物	300 t/年	
し尿	1,460 kl/年	13,870 kl/年
浄化槽汚泥	12,410 kl/年	

## 2 ごみ処理実施計画

### (1) 家庭から排出されるごみの収集運搬計画

#### ①計画収集量及び収集方法等

ごみの分別区分	収集運搬主体	計画収集量(t)	収集回数	収集方法		搬入先
				収集方式		
もやせるごみ	委託	12,639	週3回	指定袋(乳白色)	S T	八街市 クリーンセンター
もやせないごみ		392	月1回	指定袋(赤色)		
カン		225	月2回	指定袋(緑色)		
ビン		368	月1回	指定袋(黄色)		
プラスチック製 容器包装		327	月3回	指定袋(透明)		民間業者
ペットボトル		184	月2回	指定袋(みず色)		民間業者
金物・小型家電・ 硬質プラスチック		389	月1回	指定袋(紫色)		八街市 クリーンセンター
古紙		552	月2回	紐等で縛る		民間業者
かん電池		16	月1回	指定袋(オレンジ)	S T 拠点	八街市 クリーンセンター
蛍光灯				(S T回収の場合)		
粗大ごみ	委託 (一部直営)	47	月1回	処理券を貼る	戸別	
直接搬入ごみ	個人	3,023	随時			
廃食用油	直営	1	月1回	容器に入れて出す	拠点	民間業者
集団回収	酒八富資源化事業協同組合八街支部	300	不定期	資源回収実施団体が指定する集積所		

※注 S T(ステーション)：市が一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物を収集する

ごみ収集場所

②古紙、かん電池及び蛍光灯の地区割り

地 区	区 域
A 地区	一区、二区、三区、四区、七区、大東区
B 地区	朝日、文違、住野、榎戸、泉台、藤の台、喜望の杜、 八街榎戸学園台
C 地区	五区、富山、大関、西林、夕日丘、真井原、みどり台、 希望ヶ丘、ライオンズガーデン
D 地区	六区、四木、滝台、山田台、沖、大谷流、小谷流、根古谷、 岡田、用草、勢田、吉倉、東吉田、砂、上砂、ガーデンタウン

③粗大ごみ等の収集方法

粗大ごみの各戸収集及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第4項の政令で定める機械器具（以下「特定家電」という。）の各戸収集並びに国が指定する引取場所へ運搬する場合は、下表とおりの条例の定めるところにより手数料を徴収する。

なお、特定家電については、八街市クリーンセンター内で保管後、国が指定する引取場所へ運搬する。

種 別	手 数 料（1個につき）	
粗大ごみの各戸収集	550円	
特定家電の各戸収集	550円	
特定家電の指定引取場所への 運搬	エ ア コ ン	1,430円
	テ レ ビ	1,320円
	冷蔵庫・冷凍庫	1,980円
	洗濯機・乾燥機	1,760円

※消費税法等の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合、手数料の変更あり。

④ごみ収集場所に出された資源ごみの再生利用

一般廃棄物のうち古紙、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物及び硬質プラスチック、小型家電については資源物として再生利用を図る。

## (2) 事業所から排出されるごみの収集運搬計画

ごみの種類	収集運搬主体	計画収集量(t)	収集回数	収集方法	搬入先
可燃ごみ	直接搬入 又は 許可業者	4, 1 0 1	随時		八街市 クリーンセンター
不燃ごみ		3			

事業活動に伴い排出されるごみについては、原則として事業者自らの責任において処理するものとする。

事業者はごみの減量に努め、分別を徹底し、リサイクル業者を活用するなど積極的に再資源化に取り組むこととする。ただし自ら処理できない場合には、自らまたは法に基づき市が許可をした一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集運搬し、市の処理施設または市が指定する場所で処理するものとする。

## (3) 排出抑制の方法

### ①ごみ発生前の減量化推進

市民には計画的な買い物や過剰包装の辞退等を、また事業者にはごみの発生を極力抑制するような生産、流通、リサイクル等の推進を啓発し、ごみを排出する前段階での減量を推進する。

### ②集団回収の推進

町内会、スポーツ少年団、子供会等による資源物の集団回収を奨励、推進することによって、減量化を図る。集団回収で回収できるものは、次のとおりとする。

- 古 紙 新聞、ダンボール、内側の白い紙パック、雑誌等
- スチール缶
- アルミ缶

### ③バイオマスの推進

事業活動に伴い排出されるごみのうち食品残渣や木質残渣については、堆肥化等のリサイクルを推進し、バイオマスの利活用を図る。

(4) 排出後の資源化量

区 分	処 理 方 法	資源化量 (t)
古 紙	民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	936
○カ ○鉄類金物等 硬質プラスチック	<p>カンについては、八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者による中間処理を経て資源物として売り払いをする。</p> <p>鉄類・金物等については、八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。</p> <p>硬質プラスチックについては、八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者にて破砕・圧縮を行い、リサイクルをする。</p>	589
ビ ン	八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者委託によりリサイクルをする。	442
小型家電製品	八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者委託によりリサイクルをする。	88
プラスチック製 容器包装	民間業者へ搬入後、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人にて再商品化を行う。	353
ペットボトル	民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	198
廃食用油	民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	1
集 団 回 収	八街市と酒八富再資源化事業協同組合八街支部と協定を結び、適正な処理方法によりリサイクルをする。	300

(5) 最終処分計画

処 分 物	処分方法	処分見込量(t)	処理主体	処 分 先
不燃ごみ	直接埋立	902	直 営	八街市一般廃棄物 最終処分場
焼 却 灰	再生処理 又は	2,030	委 託	民 間 業 者
焼 却 飛 灰	埋立	570		

(6) 市のごみ処理施設の概要

①焼却施設

施 設 名	八街市クリーンセンター
所 在 地	八街市用草500番地
稼 動 年 月	平成14年12月
処 理 方 式	ストーカ式(可動)
処 理 能 力	125t/日

②最終処分場

施 設 名	八街市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八街市用草字滝ノ谷津地先
埋立開始年月	昭和56年4月
全 体 容 量	405,800m <sup>3</sup>
遮水の方式	底部遮水工

### 3 し尿及び浄化槽汚泥実施計画

#### (1) 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集運搬主体	計画収集量(kl)	搬入先
し尿	許可業者	1,460	印旛衛生施設管理組合
浄化槽汚泥		12,410	汚泥再生処理センター

#### (2) し尿処理施設の概要

施設名	印旛衛生施設管理組合 汚泥再生処理センター
所在地	佐倉市宮本332番地
稼動年月	平成15年3月
処理方式	汚水処理 高負荷 汚泥処理 脱水乾燥 資源化処理 堆肥化
処理能力	195 t/日